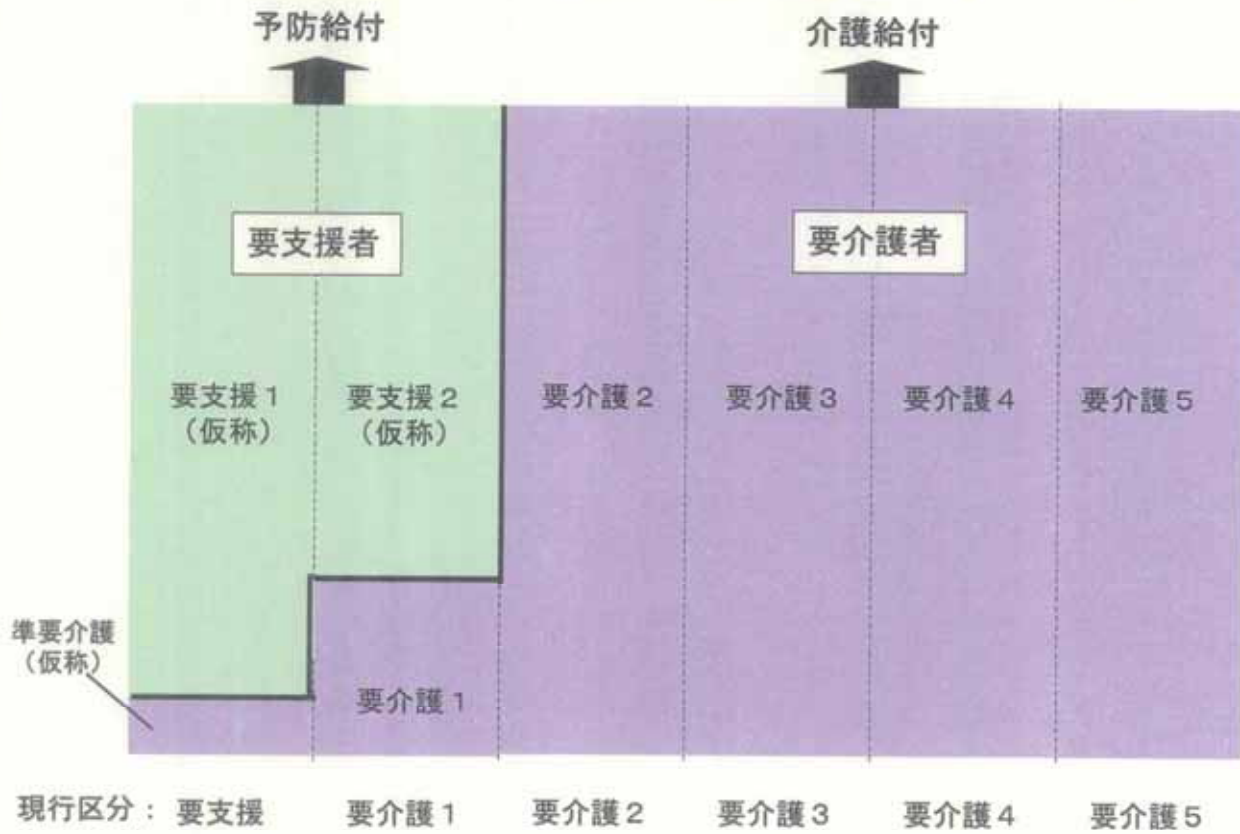


保険給付と要介護状態区分のイメージ



サービス見直しの方向

1. 介護予防マネジメントの確立

本人の改善可能性をきちんと評価し、できることを増やしていく積極的なマネジメントの実現

2. 既存サービスの見直し

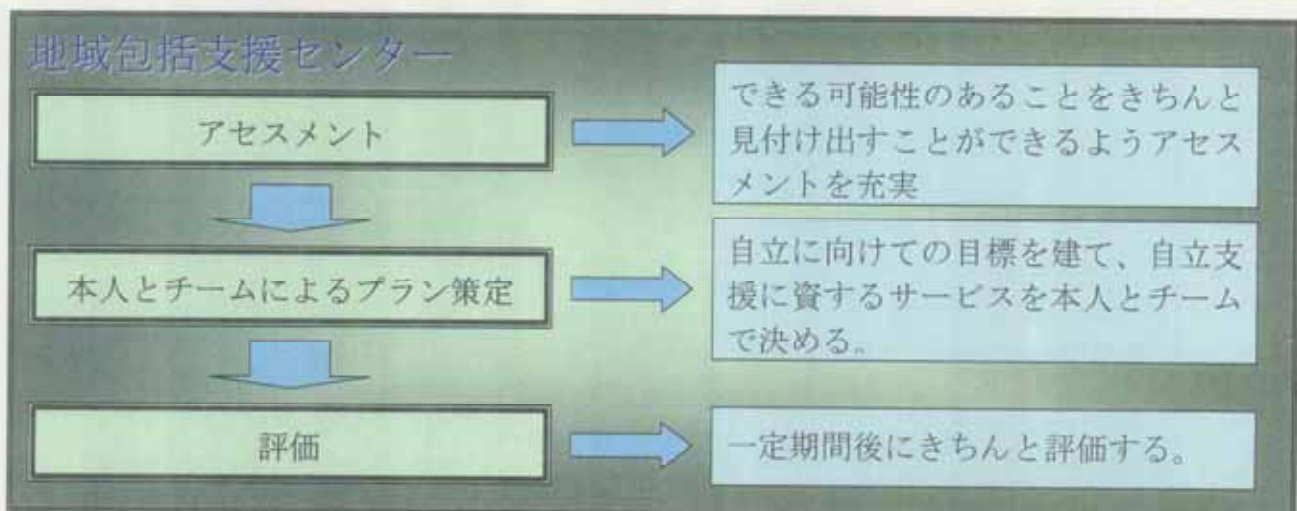
現行のサービスを再評価、見直し、軽度者の特性にあったより自立度を高めるサービスへと転換

3. 新規サービスの導入

介護予防効果が科学的に裏付けられた新たなサービスを導入

介護予防マネジメントの確立

- ケアマネジメントの基本理念、プロセスは、通常のケアマネジメントと基本的に変わりはない。
- 「改善可能性」をきちんと評価し、これを本人にきちんと説明することを通じて、「本人の意欲」を高め、システム参加に結びつけられるようマネジメントのプロセスを強化。



既存サービスの再評価・見直し（1）

生活機能の維持・向上を積極的に目指す観点から、現行のサービスの内容や提供方法を見直し。

軽度者に多く利用される3大サービス

訪問介護

➡ 予防訪問介護（仮称）

本人の生活機能の維持・向上の観点から現行のサービスを再編。単に生活機能を低下させるような「家事代行」については、期間、必要性、提供方法等を見直し。

通所介護
通所リハビリテーション

➡ 予防通所介護（仮称）
予防通所リハビリテーション（仮称）

新たに運動器の機能向上に関するサービスの導入も含め、個別プログラム（筋力向上プログラムなど）を重視したサービスに再編。筋力向上等の単体での利用も可能。

福祉用具貸与等

現行のガイドラインを徹底し、本人の生活機能の維持・向上の観点から現行のサービスを活用。

既存サービスの再評価・見直し（2）

医療系サービス

訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導

生活機能の維持・向上を目的としたサービス提供。居宅療養管理指導の中で栄養改善・口腔機能向上。

その他のサービス（短期入所・居住系サービス等）

ショートステイ
グループホーム等

生活機能の維持・向上を目的としたサービス提供。

新たな介護予防サービスの開発

筋力向上等の新たな介護予防サービスのうち、科学的に有効であるものを導入。

新予防給付に導入するサービス

筋力向上

栄養改善

口腔機能向上

- 既存サービスのプログラムの中で実施
又は
- 単独でメニュー化

地域支援事業等で実施するサービス

痴呆予防

うつ予防

閉じこもり予防

- 主として幅広い集団に対してサービスを実施することが有効であることから地域支援事業において実施。
- 予防給付として可能かどうかについて、引き続き検討。

地域支援事業（仮称）について

- 総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要。
- このため、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業を見直し、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする「地域支援事業（仮称）」を創設。

事業の位置付け

- 市町村が1号保険料により実施する現行の保健福祉事業を再編。介護予防事業など介護保険財政の健全化に資する事業、被保険者の権利擁護等に資する事業を市町村の「地域支援事業（仮称）」として創設する。

主な事業内容

- 介護予防関連事業（要支援・要介護者以外の被保険者に対する介護予防事業）
- 費用適正化関連事業
- 総合相談・支援事業、権利擁護関連事業 等